

当院における電子的診療情報連携体制整備加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- (ア) 医師が、診療を実施する診察室、処置室等において電子資格確認を利用し取得した診療情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (イ) マイナ保険証利用を促進する声掛けやポスター掲示を行っており医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- (ウ) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無償にて発行しています。

上記の体制により、診療情報を取得し活用することにより質の高い医療の提供に努めています。

令和8年6月1日

浜名病院

電子的診療情報連携体制整備体制加算

施設基準掲示物